

# 今こそ荷主と力を合わせ 危険因子を総点検 災害防止へ対応強化



**平成 27 年 5 月 No.550**  
 発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
 〒108-0014 東京都港区芝 5 丁目 35 番 1 号  
 産業安全会館内 ☎03-3455-3857 代表  
<http://www.rikusai.or.jp>  
 会員の方の購読料は会費に含まれております。  
 (印刷物による年間購読料 3,600 円)

○ 荷役ガイドライン講習会の受講者アンケートから読み取る荷主等の事業場の実状 (1)～(2)	○ 「会員専用サイト」の開設及び「陸災防通信」配信登録条件の変更について …… (5)
○ 荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会のご案内 …… (2)	○ 災害事例とその対策 (荷役災害) …… (6)
○ 平成27年度全国安全週間の紹介 …… (3)～(4)	○ 安全管理士の着眼点 …… (7)
○ 小企業無災害記録表彰 …… (5)	○ 労働災害発生状況 …… (8)

## 荷役ガイドラインに基づく講習会の受講者アンケートから読み取る荷主等の事業場の実状

陸上貨物運送事業の労働災害の 70%は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらにその 70%は荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。

このため、厚生労働省では陸運業の荷役災害を防止するため、平成 25 年 3 月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下、荷役ガイドラインという）を策定し、陸運事業者と荷主等が連携したそれぞれの取組事項を示しました。

この荷役ガイドラインでは、陸運事業者及び荷主等それぞれに、荷役災害防止の担当者をおくとともに、荷役災害防止に必要な安全衛生教育を実施することを求めています。

当協会では、平成 26 年度厚生労働省委託事業において、荷主等の事業場の担当者の安全衛生教育講習会を 47 都道府県で開催しました（荷主等向け、全 48 回、参加人数 2,123 名）。

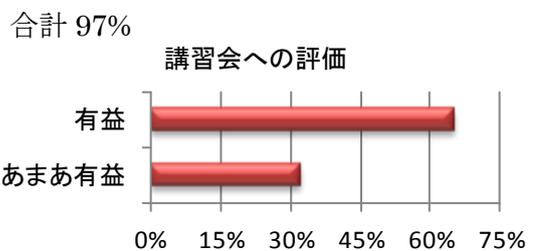
この講習会参加者からのアンケート回答結果について以下にその概要をご紹介します。

### 【荷主等の事業場の担当者の安全衛生教育講習会受講者アンケート結果】

この講習会は、荷役ガイドラインで示された「荷役災害防止担当者」に対する安全衛生教育講習会で、同担当者教育カリキュラムに基づき実施しました。

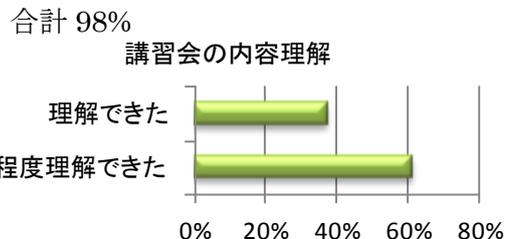
#### 1 講習会への評価

- ①有益 65%
- ②まあまあ有益 32%



#### 2 講習会の内容理解

- ①理解できた 37%
- ②ある程度理解できた 61%

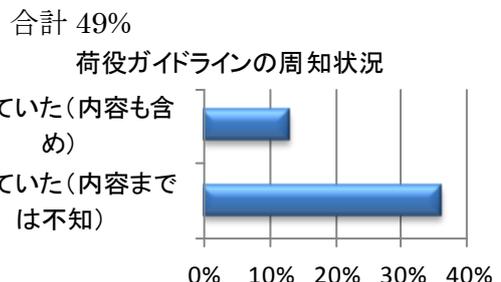


#### 〔コメント〕

講習会の内容の評価、理解度については、ほとんどの参加者から高い評価を得ることができました。

#### 3 荷役ガイドラインの周知状況

- ①知っていた（内容も含め）13%
- ②知っていた（内容までは不知）36%

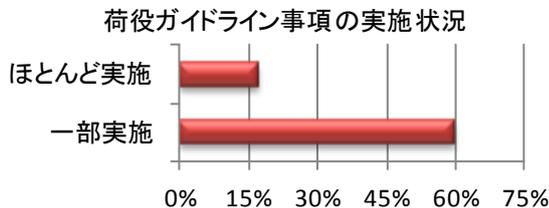


〔コメント〕

この講習会は製造業、小売業等荷主等の事業者をメインに開催しましたが、内容まで知っていた方が 13%しかおらず、ほとんど周知が行き届いていない状況が浮き彫りとなりました。荷役ガイドラインは、荷主企業の皆さんに理解をいただいてこそ、陸運事業者のドライバーの労働災害防止に効果が期待されます。早急に周知を図っていかねばなりません。

4 荷役ガイドライン事項の実施状況

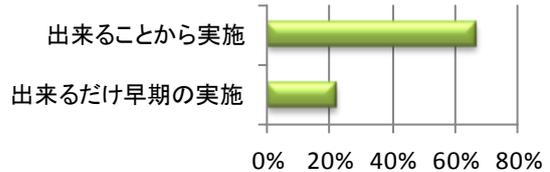
- ①ほとんど実施 17%
- ②一部実施 60%
- 合計 77%



5 講習会を受講して、今後の荷役ガイドラインの実施予定

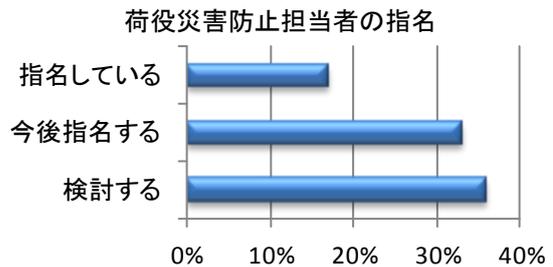
- ①出来るだけ早期の実施 22%
- ②出来ることから実施 67%
- 合計 89%

講習会を受講して、今後の荷役ガイドラインの実施予定



6 荷役災害防止担当者の指名

- ①指名している 17%
- ②今後指名する 33%
- ③検討する 36%



〔コメント〕

荷役災害防止担当者の指名についても、17%と低い状況となっています。荷役ガイドラインの周知と併せて、担当者の指名を促していかなければなりません。

【荷役ガイドラインに基づく講習会開催のご案内】

荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会のご案内

当協会では、昨年度に引き続き厚生労働省の委託事業として、「荷主等の荷役災害防止担当者」に対する安全衛生教育の講習会を下表のとおり全国 47 か所で開催いたします。委託事業のため、参加費は無料です。

会員事業場の皆さまには、配送先、元請事業者等として荷主等の立場にある場合には是非ご参加をいただくとともに、関係する荷主等の方々へのご案内についてもご配慮をお願いいたします。

また、参加受付状況、調整中の箇所については、今後当紙及び陸災防ホームページ等でお知

らせいたします。講習会への参加を希望される方は、開催地の陸災防支部又は陸災防本部にお申し出いただくようお願いいたします。

講習会の科目

- 1 荷役作業における労働災害の現状と荷主等に求められる役割
- 2 荷役作業における労働災害防止対策
- 3 荷役作業の安全衛生教育
- 4 陸運事業者との連絡調整
- 5 関係法令

【陸災防協賛の安全活動のご紹介】

## 平成 27 年度 全国安全週間

+危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場

全国安全週間は、労働災害防止活動の推進を図り、安全に対する意識と職場の安全活動のより一層の向上に取り組む週間です。昭和 3 年に第 1 回が実施されて以来、一度も中断することなく続けられ、本年度で第 88 回を迎えます。

この機会に職場における労働災害防止活動の大切さを再確認し、積極的に安全活動にお取り組みください。

全国安全週間期間：平成 27 年 7 月 1 日～7 月 7 日

準備期間：平成 27 年 6 月 1 日～6 月 30 日

## 平成 27 年度全国安全週間実施要綱（要旨）

### 1 要旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 88 回目を迎える。

この間、労働災害を防止するため、事業場では、労使が協調して、労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により、労働災害は長期的には減少しているが、平成 26 年上半期は労働災害が大幅に増加し、8 月に緊急対策を講じたものの、平成 26 年の労働災害は前年を上回る結果となった。

この増加の背景には、消費税増税前の駆け込み需要や大雪の影響のほか、産業活動が活発化する中で人手不足が顕在化し、職場に潜む危険要因を察知できるだけの経験が無い未熟練労働者が増えていることや、企業の安全管理体制のほころびが想定される。また、重篤な災害が少ない第三次産業においては、安全に対する意識が十分とは言い難い状況も考えられる。

これらの状況を踏まえ、平成 27 年度の全国安全週間のスローガンについては、安心して働くことができる職場づくりを目指すに当たり、職場をあげて危険箇所を発見し、速やかに労働災害防止対策を講じることを通じて事業場の安全意識を醸成することが重要であるという観点から、以下のとおりとする。

危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場

### 2 期間

平成 27 年 7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成 27 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

### 3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

### 4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

### 5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

### 6 実施者

各事業場

### 7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全に関する標語等の募集を行う。
- (6) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (7) 「国民安全の日」(7 月 1 日) の行事に協力する。
- (8) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (9) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

### 8 協力者への依頼

主唱者は、上記 7 の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

### (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

#### ① 共通事項

ア 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意志の統一及び安全意識の高揚

イ 安全パトロールによる職場の総点検の実施

#### ② 特別重点事項

ア 転倒災害防止対策の取組 (定着) 状況の確認

イ 足場等に係る改正労働安全衛生規則への対応状況の確認

#### ③ その他

ア 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等のほかホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信

イ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ

ウ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

エ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

### (2) 継続的に実施する事項

#### ① 共通事項

ア 安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 安全衛生管理体制の確立

a 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

b 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

c 年間を通じた安全衛生計画の策定及び安全衛生規程の整備

(イ) 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

a 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施

b 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

c 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

(ウ) 自主的な安全衛生活動の促進

a 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

b 職場巡視、4S 活動 (整理、整頓、清掃、清潔)、KY (危険予知) 活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

c リスクアセスメントの普及促進及びその結果を踏まえた機械設備の安全化、作業方法、作業環境等の改善

d 女性労働者や高齢労働者が活躍するための職場改善の推進

(エ) その他の取組

a 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

b 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

イ 業種横断的な労働災害防止対策

(ア) STOP! 転倒災害プロジェクト 2015

a 4S の徹底による安全な作業通路の確保

b 転倒しにくい安全な歩き方、作業方法の推進

c 作業内容に適した防滑靴等の着用の促進

(イ) 交通労働災害防止対策

a 適正な走行計画の策定による運転者への負担の軽減

b 交通危険マップ等による危険情報の共有

c 点呼時の交通 KY 活動による安全意識の高揚

(ウ) 熱中症予防対策

a WBGT 値 (暑さ指数) による適正な作業環境管理、作業管理の実施

b 計画的な暑熱への順化期間 (暑熱に慣れ、その環境に適応する期間) の設定

c 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取

d 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患 (糖尿病等) を踏まえた健康管理

(エ) 腰痛予防対策

a 腰部への負担の少ない作業方法の選択及び見直し、介助法の普及

b 腰痛予防に関する労働衛生教育 (介護作業等の雇入れ時教育を含む。) の実施、腰痛予防体操の励行

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進

(ア) 荷役作業中の荷台等からの墜落・転落防止対策の徹底

(イ) 荷主との合同による荷役作業現場の安全点検及び改善の実施

(ウ) 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施



全国安全週間  
紙のぼり

## 陸運労災防止協会の表彰制度による小企業無災害記録事業場〔平成27年3月〕

第1種（3年間）・群北運輸株式会社

群馬県支部

## 陸災防の新しいサービスのお知らせ

陸災防ホームページへの「会員専用サイト」の開設及び  
メールマガジン「陸災防通信」配信登録条件の変更について

陸災防の会員の皆様、関係者の皆様には、これまで「陸運と安全衛生」をご愛読いただき、感謝申し上げます。

このたび、陸災防の会員の皆様への新たなサービスとして、陸災防本部ホームページ上に「会員専用サイト」を開設いたしました。主な内容は次のとおりです。

- ・ 当紙「陸運と安全衛生」のバックナンバー（テーマ別にもご覧いただけます。）
- ・ 過去の労働災害発生状況
- ・ その他のお役立ち情報等です。

「会員専用サイト」の閲覧方法は以下のとおりです。

## 「会員専用サイト」閲覧方法

- 1 下記 URL にアクセス又は本部ホームページ「会員専用サイト」ボタンをクリックする。

URL <http://www.rikusai.or.jp/kaiin/kaiin-site.htm>

ボタン **会員専用サイト**

- 2 ID とパスワードを入力する。

ID 及びパスワードは所属支部又は本部へお問い合わせください。

また、陸災防のメールマガジンの配信登録対象は会員限定とさせていただいておりましたが、今般、荷主等会員以外の事業場への荷役災害防止への理解促進等のため、平成 27 年 5 月 1 日よりメールマガジンの配信登録の対象を全産業とする配信登録条件の変更（会員限定の解除）を行いましたのでご了知くださいますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
各支部又は本部 広報課

災害事例  
と  
その対策

## ステンレス床のコンテナから荷とともに 転落 死亡災害発生で荷主が動く

- 1 事業の種類：陸上貨物運送事業
- 2 被災者：トラック運転者  
男性 57 歳 経験 23 年
- 3 傷病の程度：脳挫傷により死亡
- 4 災害発生状況

被災者は運送先工場の敷地内でトラックの荷台に積んだ冷蔵コンテナから薬剤の入ったドラム缶(210kg)を荷卸しすることになった。

荷卸しの方法は、

- ① 被災者がコンテナ内に立てた状態で積んでいたドラム缶を斜めに傾け、ドラム缶を回しながらコンテナの端まで運び、そこで横倒しにして、コンテナに横付けしたフォークリフト上のパレットにドラム缶を押し込む。
- ② 運送先工場の労働者がフォークリフトを運転して工場内に運び込む。

というものであった。

被災者は、5 本目のドラム缶を同様に斜めに傾け、コンテナの端近くに来たとき、ステンレスの床についていた水で足を滑らせ、転倒して、コンテナから転落したところへ、ドラム缶が落下して被災者の頭部を直撃し、脳挫傷により死亡したものである。

足を滑らせた原因となった水は、被災者がコンテナに立ち入る際、靴についていた雪が溶けたものであった。

### 5 災害発生要因

- (1) 床面がステンレスであり、滑りやすかったこと。
- (2) 靴底に付いた雪が散らばり、更に滑りやすい状態となっていたこと。
- (3) ドラム缶を回して運ぶため、斜めに傾けたが、この状態は不安定な状態であり、「ステンレスの床上」という今回の作業条件ではリスクが大きかったこと。

### 6 再発防止対策の検討

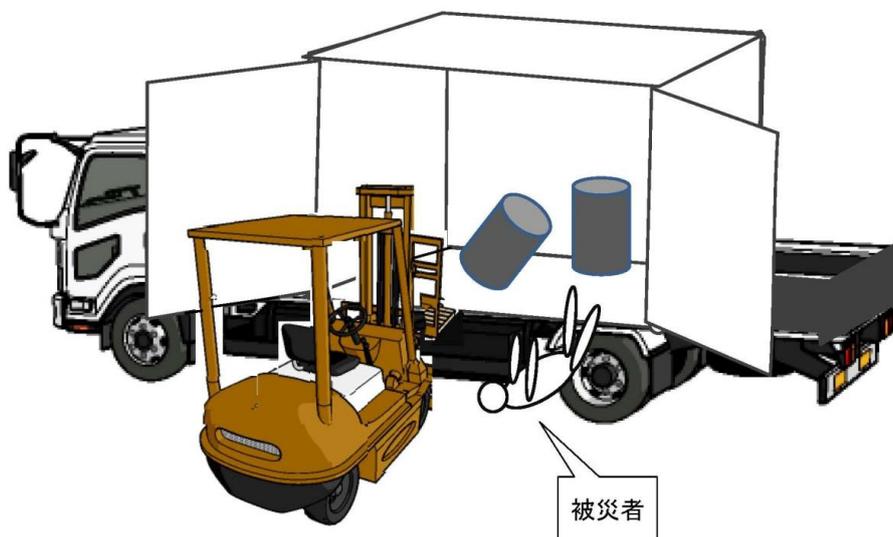
本件の作業条件で可能な対策として、

- (1) 滑りの原因となる雪や水分を丁寧に拭き取る。
  - (2) パレットをドラム缶の近くに置き、荷台の端での作業を避ける。
  - (3) 耐滑性の高い靴を着用する。
- 等の方法をとること。

等が挙げられるが、いずれも抜本的な対策とはいえず、滑りやすいステンレス製の床のコンテナの改善や安全な荷卸し作業が可能となる荷姿による発送などの対策を荷主の協力のもとに検討する必要がある。

### 7 荷主との協力によってとられた再発防止対策

本件死亡災害を受けて、発送者たる薬剤メーカーでは、検討を行った結果、今後はドラム缶 3~4 本をビニールシートで巻きつけ、これをパレットに載せて出荷する方式に改めた。



## 安全管理士 の着眼点

# 夜は右からの歩行者に注意！

安全管理士 遠藤 聡

### 【夜間の死亡事故】

夜間の死亡事故は、発生する時間帯によってその特徴に違いがあることが分かっています。

日が暮れて間もない17時から20時にかけては65歳以上のいわゆる高齢歩行者が道路横断中にはねられる事故が多く、それ以降は若者が自動車を運転してスピードの出し過ぎなどによる事故が増えてきます。その後、午前2時を過ぎると貨物自動車の事故が目立つようになってくるようです。

これは特徴のうちの一部でしかありませんが、今回は道路横断中の歩行者の死亡事故に着目して考えてみます。

### 【右からの横断】

夜間の歩行者死亡事故に関しては、「右からの横断」が一つのキーワードになるようです。左からでなく右からの横断中の事故が多いというのは、夜間だけの特徴です。

この特徴から分かるように、夜間において運転手からは道路右側の歩行者を発見しにくいのです。さらに事故事例を見てみるとヘッドライトを下向きにして運転していたケースが多いことも分かってきます。

### 【下向きのヘッドライト】

車のヘッドライトの照射範囲は、上向きの場合には100m、下向きの場合は40mと決められています。左側通行の日本車は対向車のまぶしさに配慮して右側の照射距離をより短く設定しているようですので、ヘッドライトが下向きの場合は、なおさら右側の危険を発見しにくいということになる訳です。

ちなみに、時速60kmで走行している車の停止距離は44mというデータがありました。この速度でヘッドライトを下向きにして走る場合、照射範囲は40mですから、歩行者を発見してすぐにブレーキを踏んでも間に合わないということになります。もちろん停止距離には個人差がありますが、雨が降っていたり、タイヤが摩耗していたりすると、さらに停止距離が伸びることを考えるとぞっとしますよね。

### 【横断歩道以外の場所での横断】

横断歩道上であれば、歩行者の存在を疑うこともできますが、圧倒的に多いのが横断歩道以外の場所での道路横断中の事故であるということも覚えておかなければなりません。また、歩行者にとっても、夜間は近づいてくる車の距離やスピードを判断することが難しくなります。そしてさらに高齢者は視覚機能や判断能力等が低下してい

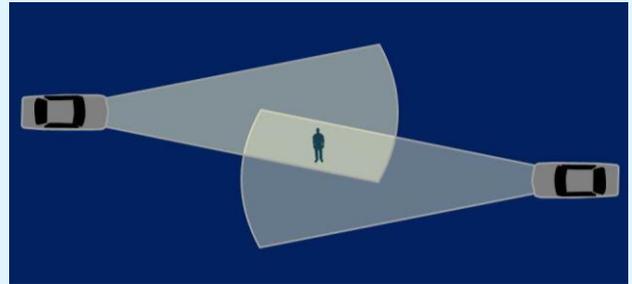
ることが考えられます。

### 【グレア現象】

もう一つのキーワードに「グレア現象」（蒸発現象）があります。グレア現象とは、夜間において自分の車のヘッドライトの光と対向車のヘッドライトの光が重なり合う所に歩行者がいると、まるで消えたようにその姿が見えなくなる現象のことです。この現象が右からの歩行者をさらに発見しにくくすることは言うまでもありません。

さらに悪いことに、この現象が起きているとき、歩行者は自分が車から照らされているので、「運転手からは良く見えているだろう」そして、もちろん「運転手は自分をちゃんと認識しているだろう」と思って行動することになってしまう訳です。

対向車のヘッドライトと自車のヘッドライトそれぞれの照射距離や角度によって、またその他の様々な条件によっても発生の仕方や程度は異なりますが、車を運転するのであれば、覚えておかなければならない現象だと思えます。



### 【対策】

以上のことからいくつか対策を挙げてみました。

#### <早めのヘッドライト点灯>

暗くなったと感じてからでなく、早めにライトを点灯しましょう。歩行者を発見しやすくするだけでなく、自分の存在をしっかりと示すことも大切です。

#### <ヘッドライトは上向きが基本>

車のヘッドライトは上向きが基本です。上向きは「走行用前照灯」下向きは「すれ違い用前照灯」といいます。この呼び名のとおりにより上手に使い分けてください。

#### <照射範囲内で止まれる速度>

夜間はヘッドライトの照射範囲しか見えていないと考えて、速度を意識して運転することが事故防止につながると思えます。

#### <走行中は視野を広く保つ>

横断歩道が無くても歩行者は横断します。夜間は特に右前方の情報が正確に得られないことも頭に入れて、優しい運転を心掛けましょう。

# 業種別労働災害発生状況

確定

業種	死亡						死傷					
	平成26年1月～12月 [確定値]		平成25年1月～12月 [確定値]		前年比較		平成26年1月～12月 [確定値]		平成25年1月～12月 [確定値]		前年比較	
	死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	1057	100.0	1030	100.0	27	2.6	119,535	100.0	118,157	100.0	1,378	1.2
製造業	180	17.0	201	19.5	-21	-10.4	27,452	23.0	27,077	22.9	375	1.4
鉱業	13	1.2	8	0.8	5	62.5	244	0.2	239	0.2	5	2.1
建設業	377	35.7	342	33.2	35	10.2	17,184	14.4	17,189	14.5	-5	0.0
交通運輸業	17	1.6	16	1.6	1	6.3	3,348	2.8	3,209	2.7	139	4.3
陸上貨物運送事業	132	12.5	107	10.4	25	23.4	14,210	11.9	14,190	12.0	20	0.1
港湾荷役業	5	0.5	6	0.6	-1	-16.7	349	0.3	296	0.3	53	17.9
林業	42	4.0	39	3.8	3	7.7	1,611	1.3	1,723	1.5	-112	-6.5
農業、畜産・水産業	32	3.0	29	2.8	3	10.3	2,752	2.3	2,814	2.4	-62	-2.2
第三次産業	259	24.5	282	27.4	-23	-8.2	52,385	43.8	51,420	43.5	965	1.9

資料出所：厚生労働省

## 業種、事故の型別死亡災害発生状況 (平成 26 年 1 月～12 月)

確定

業種	項目	合計	墜落・転落	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故 (道路)	交通事故 (その他)	その他
全産業		1,057	263	5	50	58	97	151	232	4	197
製造業		180	26	2	12	9	18	64	12	0	37
建設業		377	148	2	18	30	26	38	45	1	69
交通運輸業		17	0	0	0	0	1	1	10	0	5
その他		351	71	0	14	14	40	36	102	2	72
陸上貨物運送事業		132	18	1	6	5	12	12	63	1	14
同上対前年増減		25	9	0	3	2	7	3	1	1	-1

## 業種、事故の型別死傷災害発生状況 (平成 26 年 1 月～12 月)

確定

業種	項目	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故 (道路)	交通事故 (その他)	動作の反動・無理な動作	その他
陸上貨物運送事業		14,210	4,072	2,158	1,015	780	402	759	1,673	1,036	10	1,893	412
同上対前年増減		20	81	108	-31	-25	-66	58	9	-25	2	-39	-52

(注) 上記 2 表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの

詳細は、陸災防ホームページ <http://www.rikusai.or.jp> に掲載

平成 27 年における労働災害発生状況 (速報) が厚生労働省のホームページに掲載されております。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki/jun/anzeneisei11/rousai-hassei/index.html>)



# ヘルメットは 蒸れるもの その常識を タニザワが 変える

「暑い」、「ムれる」...

お客さまから常にいただいていた声にお応えするため、タニザワは産業用ヘルメットから発泡スチロール製の衝撃吸収ライナーを外すことに成功しました。

タニザワ独自の技術で開発した内装「エアライト」は安全性を確保しつつ、ヘルメット内部の空間に広がりをもたらし、通気性を格段に向上させます。

ヘルメットのコネクションが変わります。




※撮影用に透明の帽体を使用しています。 **エアライト**

商品についてのお問い合わせは TEL:03(3552)5581 <http://www.tanizawa.co.jp> 〒104-0041 東京都中央区新富2-8-1 キンシビル 株式会社 谷沢製作所